

議 長 日程第8「議案第8号松田町川音川パークゴルフ場の指定管理者の指定について」、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第8号松田町川音川パークゴルフ場の指定管理者の指定について。次のとおり、松田町川音川パークゴルフ場の指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ）として指定する。

1、指定管理者制度対象施設の名称等。名称、松田町川音川パークゴルフ場。所在地、松田町松田惣領915番地2先。

2、指定管理者の氏名等。名称、M. R. J. 株式会社。代表者、代表取締役、坪井浩司。所在地、東京都中央区日本橋兜町5-1兜町第1平和ビル3階。

3、指定の期間。令和5年4月1日から令和8年3月31日まで、3年間。

令和5年3月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。上記について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を得るため提案するものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

観光経済課長 それでは、説明をさせていただきます。松田町川音川パークゴルフ場は、町民の心身の健全な発達とレクリエーション活動の普及に寄与するために設置をされております。御案内のとおり、施設は平成12年度に9ホールでスタートをいたしまして、令和3年度からは18ホールに拡大して御利用いただいております。運営につきましては、令和2年度以降町直営ということで取り組んでまいりました。

1枚おめくりいただきまして、右上、参考資料1を御覧ください。指定管理者の選定申込みとなります。申し込まれましたのは、本店が東京都に所在し、松田町内で事業を展開されているM. R. J. 株式会社でございます。おめくりいただきまして、申込書より抜粋をした内容にて御説明を申し上げます。

1番目のところですが、事業者の概要でございます。町内に支店を構えられ、設立は2019年となります。町内で展開されている主な事業といたしましては、地方創生推進拠点でありますプラポ内でフィットネスジムの営まれているほか、同施設の屋上を改修したバーベキュー等のレジャースペースの運営など、

健康促進、地域資源の活用はもとよりですね、湘南ベルマーレフットサルクラブとも連携したイベント活動など、幅広いものとなっております。また、本年度におきましては、パークゴルフ場の受付などに関する運營業務のほうを受託されているところでございます。

おめくりいただきまして、2の基本方針となります。コンセプトが「楽しいが生き甲斐、笑顔の実現はここから」とされております。現在の運營業務に携わったその経験からですね、利用者のニーズを捉え、プレーする楽しさ、上達する楽しさ、競う楽しさ、交流の楽しさを実現することにスポットを当てておられます。また、施設のポテンシャルを生かすためには、地域産業との連携、世代間交流、情報発信がキーワードとなること。さらに施設の環境維持・向上が目的を達成するためには必要不可欠であるとされております。

横の3ページ目ですね、事業計画となります。営業の時間についてはですね、施設の設置管理条例に基づく営業をまず原則とされながら、利用の動向などに合わせた運営をし、最終的には、利用料で施設の運営が賄える体制を目標としていきたいということでございます。

利用料金につきましても、条例では、大人1回200円、18ホールですね、200円という条例で制定をしておりますが、1日200円とすることで、利用の促進を図られる旨が示されてございます。

また、新たな試みといたしましては、毎月レポートの発行、ホールインワン達成者への商品提供など、モチベーションの向上や地元自治会、シニアクラブ等への情報発信の強化、地域スポーツクラブなどと連携したイベント開催による関係人口の増加、松田小・中学校、立花学園等を対象とした体験活動などが提案をされてございます。

施設の管理に関しましては、おめくりいただきまして4ページ目となります。表形式になっておりますけども、季節に応じて必要な管理を1年を通じてですね、計画をなさっております。現在、施設管理のほうですね、管理のほうは、受託されているのが松田町シルバー人材センターさんでございます。こちらのほうと連携をし、そのノウハウを継承していくということで予定をされている

ものでございます。

5 ページ目から 6 ページ目にかけては、収支計画となります。指定管理期間である 3 年間の収支計画が示されておりますが、まず、収入といたしましては、利用料が令和 5 年度、1 年目ですね、こちらが右側の備考欄に書いておりますけども、8,500 人、2 年目は 9,000 人、3 年目で 1 万人と増加をさせていくこと。指定管理料は、さきの補正でお認めをいただきました債務負担額、債務負担行為の金額と同額で指定管理料を見込まれております。加えて、自主事業としてのイベントですね、こういったものの収入というのを歳入のほうで見込まれていると。

続いて、歳出関係を見ていただきたいんですけども、こちらについては、毎年度、受付等の運営に要する人件費として 200 万円、また施設的环境を維持、整備する費用として 100 万円、その他、軽易な修繕、光熱水費等を見込まれております。

収支といたしましては、1 年目、2 年目、歳入歳出同額でございます。ただ、3 年目には、令和 7 年度に利用料収入の増加などから 10 万円の収益を見込んでいる計画となっております。

6 ページ目の下のほうですね、5 番として地域への貢献、経済効果につきましては、1 番目、町商工振興会等との連携による地域振興を図る。2 番目、地元スポーツクラブ等とコラボしたイベント開催による関係人口の増加。そして、3 番目に、自治会、シニアクラブ等との団体利用を促進して利用拡大を図り、高齢者の健康増進に寄与することを掲げられております。

右側のページ、参考資料 2 を御覧ください。こちらにつきましては、町の指定管理者選定委員会への候補者選定依頼書となります。現場説明などの段階におきましては、数社から問合せがありましたが、最終的に応募をいただけたのは 1 社でございました。

おめくりいただきまして参考資料、右上参考資料 3 につきましては、同委員会における選定結果書となります。候補者の選定に当たっては、3 番のところにあります評価の点数ですね、合格点としての基準は 6 割ということで定めた

わけですが、約7割の得点を獲得されました。そして、この委員会の中でですね、4番に記載のとおり附帯意見を頂戴しております。利用者の楽しみ、モチベーションを向上させる新たな試みや、町内の自治会やシニアクラブへの情報発信など、地域との連携強化も図られており、事業のさらなる発展に向けた意欲的な計画であると判断した。魅力あるコースの維持管理に努め、利用者ニーズに合った持続的な経営をお願いするものでございます。

説明につきましては以上となります。御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

3 番 内 田 1点だけお伺いします。先ほど課長の説明で、今現在、パークゴルフ場の維持管理はシルバー人材センターが行っているということで、今後、この指定管理者が連携を取ってやっていくという今お話があったんですけど、いずれはこの指定管理者が一手にやるということになると思いますけど、今のシルバー人材センターは、果たして何年、1年、2年までやられるのか、その辺をちょっとお答えをお願いします。

観 光 経 済 課 長 お答えをさせていただきます。この件につきましては、先ほど申し上げた指定管理者の選定委員会の中でもいろいろ質疑事項の中でありまして、事業者のほうから聞き取りをしております。その中で、シルバー人材センターさんと連携してというのは、特にこの3年間、様子を見ながら、なるべく3年ぐらいになるかなという雰囲気がありました。ただですね、どうしてもシルバーさんのほうも、高齢化もあってそのノウハウというのを今継承することが一番大事だということなので、まずこの指定管理者となった場合は、シルバーさんをお願いをする、1年、2年、3年かなというようなイメージのことでありましたので、とにかく連携をさせていただいて継承をするということでございます。最終的には、継承ができれば事業者としてもやっていきたいという意向でございました。

3 番 内 田 今のお話で分かりました。じゃあ、今のところはっきり1年とか、そういうことは決めてない、その辺の順にやりながら、2年でね、移行するか、3年になるかという話だと思いますけどね。分かりました。結構です。

議 長 ほかにございますか。

6 番 井 上 収支計画、令和5年から5、6、7年度かな、ということで出ています。この中でですね、運営人件費の関係なんですけれども、営業、その前の3ページの中でですね、事業実施計画あたりの中で、5月から10月は午前9時から午後5時までと、11月から4月は午前9時から午後4時までという中でですね、休日というか、何ていうのかな、パークゴルフ場をお休みにする日数はどの程度あるのか。それにしても、ちょっと200万円という運営人件費がですね、適正な人件費なのか。こういった運営時間、営業時間ですか、などと比べた場合ですね、最低賃金等に抵触はしないのか、その辺の精査はされたのかをお伺いいたします。

観 光 経 済 課 長 お答えをさせていただきます。まず、その営業の時間のところでお休みの日の御質問もあったかと思えますけども、条例上は今、月曜日と木曜日をお休みということで定めております。ベースは週2日程度のお休みになっていくとは思いますが、あと週5日は稼働しているという考え方でございます。

その中で、こちらに書いてあるとおりの時間というのが条例で明記はされております。ただ、当然特任の中でですね、状況があればこちら辺というのは、少し変更ができるという内容もあるんですけども、ベースはこの時間から、あとは、最終的にこの3ページの話の話をさっきしていただいたので、最終的な目的は、利用料で賄っていけるようなものを目指したいということでございました。

人件費的なものが足りていくのかどうかという御質問が本題かと思えますけども、こちらにつきましては、先ほど来申し上げたこの事業者さんが、お近くのところですね、事業を営まれている関係もでございます。その中で働いてられる方もうまくそのアイドルタイムというんですかね、うまく使いながらやっていけるというのが一つ事業者の提案の中でも魅力であったように感じます。当然時間数と条件というのを言った中で、最低賃金に合うかどうかという部分のきっちりした数字のお話はしておりませんが、今回提案をしていただいて、今回こちらに書いてあるそのM. R. J. さんというところの強味としては、近くの事業所の従業員も使いながらですね、うまく運営ができるという

ことの御説明を受けました。以上です。

6 番 井 上 週2日はお休みと、5日間だけ営業をするということで、年間を通して約50週、52週ですか、ぐらいあるんですね。そうすると、ちょっと計算をしてもですね、今、最低賃金って1,000円ちょっとですよ。1名で勤務しても、そのもう一つのスプラポのほうの人件費と兼務をしてやれば、その辺はクリアできるということなんですけども、ちょっと何かその最低賃金に引っかかってしまう、200万円ですよ、年間で。1名としても月どのぐらいになるのか、ちょっとまだ計算は今できませんけれども、ちょっとその部分がね、やはりクリアするかどうかというのは、やっぱり指定管理を認める上でね、町がやはり検討をしなければいけないのかなというふうに思うんですけども、再度お願いをしたいと思います。

観 光 経 済 課 長 最終的には、お認めを今回頂いた場合ですね、協定を結び、またその協定の中で指定管理の委託料も含めて整理をさせていただくものと考えております。その中で、今おっしゃっていただいたような指摘も踏まえて、その事業者でうまく事業所のほうとですね、連携してやっていく部分というのも整理をして推進してまいりたいと考えています。

6 番 井 上 分かりました。じゃあ、その部分というのは、今ざっと計算するとぎりぎりで1名でやっても年間52週×5日間でやって、1,000円ぐらいで195万円ぐらいかなということで、それを多少上回っているということで、雨天とかですね、そういった天候でパークゴルフ場が使えないという日も当然あるというふうには理解をしましたので、その辺はですね、指定管理者を指定するときにはですね、しっかりと調整、確認をしていただきたいと思います。終わります。

議 長 ほかにございますか。

4 番 平 野 このパークゴルフ場、以前指定管理下にあったのかな、何かそのときにちょっと名簿のことで指摘を受けたことがあって、小屋のところの台に置いたままになっている、あの利用者名のところね。割と皆さん、お互いに信頼できる関係で町の中の人はずれでいいと思ってたんだけど、何かやっぱりこういう御時世になってきて、それをぱっと見てしまう、見られてしまうという心配をされ

てた方がちょっといられたので、恐らくこのスプラポさんで事務をやっている業者ですので、そういった個人情報の管理なんかは、すごく意識があられるんじゃないかと期待していますけれども、その辺のことは、何か選定委員会では何か指摘はありましたか。

観光経済課長 まず、指定管理をやっていた時期については、令和元年度までシルバー人材センターさんのほうでお願いをしてございました。もう1点、その名簿の管理につきましては、御利用者様の中から、また近隣のお住まいの方からの御指摘も頂戴しております。つきましては、今現在、その運営上ですね、名簿をどこかに置いておくようなやり方というのは当然しておりませんので、つきましては、今回、指定管理の募集要項の中にも当然守るべきコンプライアンスの中ですね、個人情報の関係も配慮の提案がございましたので、今のお話も踏まえてしっかりやっていただければと考えております。

10番 齋藤 たしかこのところの川の横に車2台ぐらい止めるところがあったのかなと思うんですけど、そこの管理はどうなっているんですか。あれは町のものでしたっけ。

観光経済課長 まず、指定管理の区域につきましては、募集をした際に図面でお示しをしていて、恐らくあれですよ、堤防のこの、堤防沿いの2台ぐらい止まる場所、あそこに関しては町のほうで管理…町のほうでというか、指定管理の区域に含めております。管理棟のほうも含めて、建物のほうも含めて、要は堤防より下のパークゴルフ場だけでは当然ないので、そこら辺は一緒に含めて整理をしておるところです。（「分かりました。」の声あり）いいですか。

議長 よろしいですか。ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認め、質疑を打ち切ります。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございません

か。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第8号松田町川音川パークゴルフ場の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。